第十四号様式　その四（共通投票所変更の告示）

多古町選挙管理委員会告示第何号

年　　月　　日執行の何選挙における第何投票区の共通投票所は、何のため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十一条第二項の規定により次のとおり変更した。

年　　月　　日

多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　　名

一　変更後の共通投票所

何々

二　変更前の共通投票所

何々